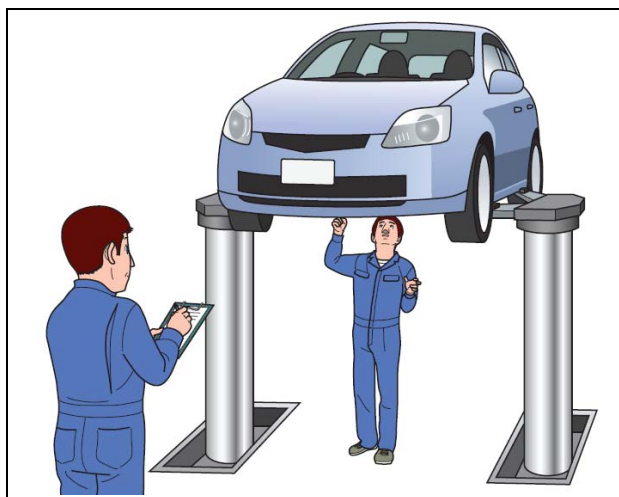


ステップ4 危険性又は有害性の特定



危険性又は有害性の特定は、リスクアセスメントの最大のポイントです。

リスクアセスメント推進者が中心となって、関係する作業者はもちろん、それ以外の作業者もできる限り多数参加させて、作業現場に潜む危険性又は有害性を見逃さないように特定する必要があります。

(1) 危険性又は有害性を特定の進め方

リスクアセスメントは、一度にすべての機械・設備、原材料、作業方法等を対象に実施することが理想的ですが、職場にはリスクの高いものから低いものまで数多くの危険性又は有害性が存在することから、一度にすべてを対象として実施することは現実的に困難であり、対象を絞り込むことが大切です。

「**ステップ2** 実施時期（2）法で定められた実施（随時）」の危険性又は有害性を特定するには、必要な単位（機械・設備、原材料、作業方法などの単位）で、作業標準、作業手順書等をもとに特定します。ただし、設備・原材料の新規採用、変更などの場合には、作業標準、作業手順書などが無い場合が多いので、この場合には、作業の手順を書き出した上で、それぞれのステップごとに危険性又は有害性を特定することが必要です。

「**ステップ2** 実施時期（1）はじめての実施、（3）計画的な実施（定期）」では、職場にある作業全てを対象として特定することは現実的に困難です。

そこで、職場の危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が予見可能であるような「自動車整備業における危険性又は有害性により発生のおそれのある災害の例」を参考とし（73 頁）に示していますので参照してください。この事例は、現場の方々が見やすいように自動車整備業において使用される工具、設備等を単位としてまとめてありますが、それ以外の単位がある場合には、事業場の実態に合わせて実施してください。

また、次に例示する対象などからリスクアセスメントの実施が必要と認められる職場、作業、機械・設備などを選定し、作業標準、作業手順書等をもとに危険性又は有害性を特定し、段階的にリスクアセスメントを実施することもお勧めします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 過去に労働災害が発生した作業② 危険な事象が発生した作業<ul style="list-style-type: none">● ヒヤリ・ハット事例● 労働者が日常不安を感じている作業● 過去に事故のあった設備等を使用する作業● 操作が複雑な機械設備等の操作 |
|--|

なお、指針では危険性又は有害性の分類に則して特定するものとして、次頁の分類例が示されています。ただし、この分類例のほかに独自の分類を用いても可とされています。

(2) 危険性又は有害性の特定の記載方法

危険性又は有害性を特定するに当たっては、第1章の4（18頁）で示した労働災害に至る流れを想定しながら、次の①～⑤までのキーワードを用いて表現します。このキーワードを用いることで、「**ステップ5** リスクの見積り」にバラツキや誤差を小さくすることができます。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| ① 危険性又は有害性 | 「～に、～と」 |
| ② 労働者 | 「～が」 |
| ③ 危険性又は有害性と労働者が近づく状態 | 「～するとき、～するため」 |
| ④ 安全衛生対策の不備 | 「～なので」 |
| ⑤ 負傷又は疾病の状況 | 「(事故の型) + (体の部位) を～になる、～する」 |

例1) 作業者が、パンクしたチューブを修理しタイヤに空気を充てんしている時、タイヤが破裂したので、タイヤホイールが飛び、頭部に激突し骨折する。

例2) 作業者が高速カッターを用いてパイプを切断する際、無理な角度でカットしようとしたので、カッターの歯が割れて飛散し、手の甲を切る。

→ 第4章 5 参照

指針（別添3）

危険性又は有害性の分類例

1 危険性

（1）機械等による危険性

（2）爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性

「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。

（3）電気、熱その他のエネルギーによる危険性

「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。

（4）作業方法から生ずる危険性

「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。

（5）作業場所に係る危険性

「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまづくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。

（6）作業行動等から生ずる危険性

（7）その他の危険性

「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

（1）原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性

「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。

（2）放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性

「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。

（3）作業行動等から生ずる有害性

「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。

（4）その他の有害性